

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会
 TEL 080-3310-6910
 URL: <http://hijokin.web.fc2.com/>
 e-mail: daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp

〒170-0005 東京都豊島区
 南大塚 2-33-10
 東京労働会館 5F
 郵便振替口座
 00140-9-157425
 大学非常勤講師分会

本号の主な内容

- ◆ 河合塾ユニオンからの報告(3)(2面) ◆ 講師室午後3時(3)(5面)
- ◆ 団交・運動ニュース(6面) ◆ 集団訴訟を検討中! 奨学金返済体験談募集(7面)

労働契約法第18条をめぐる混乱について

最近、来年4月から施行される労働契約法第18条を理由に、5年後には非常勤講師全員を雇い止めにするという動きが一部の国立大学で生じています。首都圏大学非常勤講師組合は、関西圏非常勤講師組合とともに、国会議員を通じて、緊急に厚生労働省に陳情を行いました。その内容は以下の通りです。

<厚生労働省による説明>

共産党田村参院議員の仲介による首都圏大学非常勤講師組合・関西圏大学非常勤講師組合厚生労働省陳情メモ

2012年11月28日 参院議員会館908
 田村智子議員室

出席者 藤野雅弘厚生労働省労働基準局労働条件政策課政策係長、田村智子議員、加藤紀男議員秘書、(以下組合側出席者、敬称略) 松村、志田、衣川、新屋敷

藤野政策係長発言要旨：

- *公務員は、改正労働契約法が適用されない。
- *国立大学(独立国家行政法人)の非常勤講師には適用される。

*2013年4月1日以前の1年契約の反復更新による期待権はリセットされず、「雇い止め法理」が適用される。

*5年勤務すると、たとえ週1回の勤務でも、本人が希望すれば、有期契約は無期契約に転化する。

*ただし、勤務時間、賃金等の労働条件は変わらない。

*無期に転換したからといって、合理的な理由があれば、解雇できる。

*2013年4月1日から「契約更新5年上限」について：5年までと決めること自体は、禁止はされないが、雇い止め法理に基づき期待権を主張して争うことは出来る。

*無期契約にならないように、5年で雇い止めにするのは個人的には、望ましくないと思うので、各大学に説明していきたい。

以上のように、無期契約になったからといって、非常勤講師に何かメリットがあるわけではありませんし、使用者側に何かデメリットがるわけでもありません。にもかかわらず、一部の大学では、無期契約になるのを恐れ、事前に全員雇い止

めにする意向を表明しています。この問題は、まず法律に対する誤解から生じていると思われます。

＜一部の大学の誤解＞

***5年勤務すると、専任教員になるわけではありません。**

第一に、5年勤務すると、無期契約になると言っても、合理的な理由があれば、解雇できるし、専任教員のように雇用が無条件に保障されるわけではありません。逆に、有期契約であっても、期待権が生じている場合には合理的理由なく雇い止めにすることは出来ません。つまり、非常勤講師に関する限り、無期転換といっても、基本的には現状と何か変わるわけではありません。

第二に、賃金・労働条件は有期契約の時と同じでいいことになっているので、無期契約で雇い続けても、人件費が増えるわけではありません。一部の大学は、無期転換を「専任化」と混同して、5年たつ前に雇い止めにしないと財政破たんすると勘違いしている模様です。しかし、非常勤講師にとって雇い止めは死活にかかわる問題であり、笑って済ませるわけにはいきません。

***すでに期待権が生じているので、5年雇い止めに強行した場合は、大きな争いに。**

また、今回の法改正により、雇い止めの法理が法律化され、すでに期待権が生じている労働者を雇い止めする場合には、これまで以上に合理的な理由が必要になりました。期待権は法改正によって、リセットされることはありません。

ありもしない「専任化」の幻におびえて、雇い止めにするのは、合理的な理由がない雇い止めの典型です。したがって、もし雇い止めが強行されるならば、労働委員会や裁判所など公的機関も活用した大規模な労使紛争・社会問題となることは必至であり、大学のイメージも傷つき、使用者側に財政的なメリットは全くありません。

***18条の趣旨は、「雇用の安定」です。**

さらに、今回の法改正は、「雇用の安定」を大義名分としたものです。法の趣旨と反対のことを、この法律を理由にして強行するならば、まさに公序良俗に反する無法行為と言わざるをえません。

大学は、「最高学府」であり、高度な知性が期待されていることは言うまでもありません。一部の大学には、法学部の先生のアドバイスもいただき、直ちに無法な雇い止め計画を撤回するよう求めます。

河合塾ユニオンからの報告(3)

書記長 佐々木信吾(数学科)

【1】支援する会、広がる

これまでもこの『控室』の紙面をお借

りして「雇止めを強行された」河合塾福岡校・化学科の前田由紀子講師への支援を、みなさまに訴えてまいりました。おかげさまで「河合塾ユニオン・前田さんを支援する会」に、ユニオン内外の多くの方がご協力下り、寄せられた支援は、延べ584口(11月末現在)に上り、今もなお増え続けています。ご支援下さったみなさま・口コミで広めて下さったみなさまに、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。多くの方にご心配頂きましたが、前田講師は厳しい治療の区切りを迎え、懸命に教壇復帰の準備をされている状況です。みなさまの支援にお応えするためにも、私たちも今後ともがんばっていきたく思います。とは言え、闘いは始まったばかりです。支援の輪をいっそう広げて下さいますよう、お願い申し上げます。新たにご支援いただける方は、下記アドレスまでご連絡下さい。

河合塾ユニオン公式アドレス
info@kawaijuku-union.com

委員長(物理科) 竹中達二
incho@kawaijuku-union.com

書記長(数学科) 佐々木信吾
shokicho@kawaijuku-union.com

【2】愛知県労働委員会に不当労働行為救済申立をしました

河合塾ユニオンは8月30日、(河合塾の本部がある)愛知県労働委員会に対して「不当労働行為救済申立」を行いました。前田講師の「雇い止め」をはじめとする、河合塾の不当・不法な組合攻撃を止めさせるためです。経営側が労働者に対し、労働組合に入ったり、活動したりしたことによって不利益な取り扱いをすること、労働組合を潰そうとしたり操ろうとした

りすること、団体交渉に際して不誠実に振る舞うことなどは、「不当労働行為」として違法になることは、みなさまもご存知の通りです。

- 今回の「救済申立」で河合塾ユニオンは、
- 前田由紀子講師を復職させること
 - 団体交渉で、私学共済「強制脱退」問題を扱うこと
 - 団体交渉権限を持つ者を参加させ、団交での約束を守ること
 - 他団体に認めるのと同様に、河合塾ユニオンにも「掲示」を認めること
 - 講師団体の一部幹部を利用した組合攻撃を止めること

などを求めています。また、河合塾理事長・河合弘登名の謝罪文を全ての事業所・校舎・教室に掲示すること、も求めています。

- さらに救済申立書では証拠も挙げて、
- 「契約面談」がパワハラの温床となりかねない異常な状況。それを追認しているかのようなハラスメント委員会のお手盛り運営
 - 授業アンケートの実施方法が杜撰であるうえ、統計評価も非合理的に行っているなか、その数値を恣意的に用いて講師の首を次々に切っている現状
 - 一部講師団体の幹部による、組合員への脅迫(職場にいられなくなることを示唆するなど)

などにも言及しています。

「働く者を(その家族を含めて)大事にする」職場を実現するため、あらゆる努力を惜しまない覚悟です。

【3】第10回団交

河合塾ユニオンは、これまで10回に渡

る団体交渉に誠実に臨んできました。最近行われた第10回団交では、一部の部門で行われてきた、《業務として行なわれる会議に交通費・会議料を払わず「ただ働き」させる》という実態を具体的に取り上げて、団交における経営側の言明と矛盾することを指摘。後日、今回の会議に関してだけではあります、報酬を支払うことを約束させました。なお、「休憩時間は講師室に下りて来ずに、生徒指導(もちろん無報酬で)」という指示を一部部門で出したことについても調査のうえ、回答を求めましたが、約束した11月中を過ぎても回答はなく、労働委員会への申立後も、不誠実な対応が続いています。

【4】非常勤講師は連帯できるのか

私たち非常勤講師は、教室等において船長として空間を仕切ることを求められています。同僚とある程度の交流があるとしても、その仕事ぶりを見る機会は少ないし、孤立無援の状態では若い世代に向き合う瞬間があることは否定できません。

しかし、その結果、あまりに独立性が肥大し、結束するベクトルが職場内において弱まり、言わば「一匹オオカミ」的になりすぎているのではないのでしょうか。そして、大学や各種教育機関の経営陣にこの習性を利用されていないのでしょうか。

多くの講師を「独立性の強い」非常勤とすることによって、「団結を妨害できる」と考えている経営者が多いように思えてなりません。各講師を半ば外部者して個別に分断しておけば、都合がよいし、「一匹オオカミ」的非常勤講師など半永久的に分断できる、と舐められている気がしてなりません。その結果、教員が粗末に扱われ、ひいては学生が粗末に扱われる

ことになる、と思います。

塾・予備校という世界では、とりわけ「一匹オオカミ的性向」が強いうえ、経営側が抱く「講師の連帯への嫌悪感」はすさまじいものがあります。少なくとも河合塾に関して言えば、講師の団結どころか、単に連絡を取り合うことさえ、極度に嫌い、怖れているとしか思えません。率直に言って、組合の芽を育てるには砂漠のごとき環境ではあります、私たちはこれをなんとか乗り越えて連帯を実現させたいと考えています。

【5】ユニオン役員への攻撃

愛労委での申し立てに関する第1回調査は本年12月25日と決まりました。この『控室』がみなさまのお手元に届くころでしょうか。

すでに直前となった12月7日、河合塾グループの河合塾進学研究社・人事部長から組合事務所に文書が送られてきました。旧知の友人4人に弁護士学習会の案内チラシを休憩時間に渡した筆者に、人事部への出頭を要請するものです。なお、同様の文書は河合塾ユニオン委員長の竹中達二にも送られてきました。竹中委員長に対しても同日同時刻に塾内別法人から出頭を要請してきています。以前は、竹中・佐々木ともに学校法人河合塾の人事部長名で文書の送付を受けていましたが、今回は「河合塾進学研究社と学校法人河合塾は別法人」という公式見解との整合性からか、別々になっており、以前のやり方との一貫性が失われる、という結果になっています。以前は同じ人事部長名での文書送付だったことを、どう説明するつもりなのでしょう。こんな脅しには屈したくないものです。

講師室午後3時(3)

福田雄一郎

秋になり、2学期になると、予備校では学生の目の色が変わってくる。しかし中にはそうでもない者もいる。ここに来て、学生間の格差が広がってくるのだ。大学全入時代に入り、その気になれば誰もがどこかの大学に行ける。しかし、やはりランクの高い大学を目指して浪人したのであるから、それに見合う大学に行きたいと願うのは、むしろ当然のことであろう。その当然の意識すら持たない者は、ここに来て脱落する。そんな秋には、2回目の「講師アンケート」、つまり講師の授業について学生に問うアンケートが実施される。このアンケートが、講師の査定、そして来年度の雇用に直結してくるのである。

予備校講師の査定と言えば「教えた学生の合格率だろう」と思われている方も多いと思う。だが実際には、1人の学生は複数の大学に合格するし、合格しても連絡しない者もいるし、合格してもどの教科で何点取って合格したかはわからないし、合格した大学のランクもあるし、合格率で査定をすることは不可能なのだ。だから、このアンケートが大きな意味を持つ。「アンケートが終われば、その年度の仕事は終わりだ」と豪語する講師もいるほどである。

さて、このアンケートだが、河合塾ユ

ニオン機関紙『ゆに〜く』2012年2月号にあるように、元々は「授業改善のため」とされている。だが実際は、上述の通り講師の査定に使われていることは公然の秘密だ。このアンケートでいい評価を取ること、そして自由記述欄に「いいこと」を書いてもらうことが、講師にとっては重要なポイントなのである。

アンケートの質問項目は多岐にわたり、もちろん予備校によっても違うが、共通した傾向はあるだろう。「授業はわかりやすいか」「速度は適切か」「ノートは取りやすいか」「この授業で実力がついたと思うか」・・・これらはまあ理解できる。ただ実際は、上位クラスを担当すれば生徒の理解度も高いので、このあたりはどうしても有利になる。「テキストは学習しやすいか」「テキストの分量はどうか」・・・このあたりになると、これは講師の責任ではない。にもかかわらずこれが査定に利用されないという保証はない。しかしそれならまだしも「きちんと予習・復習をしているか」・・・これは完全に学生の責任だ。にもかかわらず何でこんな項目が授業アンケートにあるのか。さらに「先生に親しみを感じるか」「授業は明るく楽しいか」・・・何でこんなことで査定されなければならないのだろうか。こういう項目があるから、勘違いする講師が出て来るの

だ。最近減ってきたとは言うものの、奇抜な服装やヘアメイクをする講師、授業中に歌う講師、ぴょんぴょん飛び跳ねる講師・・・バカだと言えばそれまでの話だが、こんなのが実際にいるんだからシャレにならない。

学歴詐称、資格詐称の講師もいる。「自分は医者だ」「弁護士だ」「東大の大学院を出た」こんな嘘で学生の信頼を得ようとする。挙句の果ては「自分は〇〇大学の出題者と親しいから内情を知っている」などと公然とうそぶく者がいるのだから恐れ入る。ウチの組合員ならこんな嘘がいかにとんでもないものかわかるのだが、こういう輩が「来年の出題はこれだ」「〇〇大学にはポイント問題というのがある、これができなければどんなに成績が良くても不合格」などというペテンを撒き散らし「信者」を集めているのだから、悪い冗談だ。

そして、例の「袖の下」だ。真実の程は定かではないが、こういう者は、ヒラの職員に渡しても意味が無いので、管理職

団交・運動ニュース

[獨協大学]

去る10月15日、本年度も獨協大学との春(秋?)闘交渉を行いました。大学側は新任の山路副学長以下7名、組合側は4名が出席しました。最初は前回の交渉の懸案事項の確認で、非常勤講師用のハンドブックの作成、身分証明書の発行、受講者0の場合の取り扱いなどの回答を求めましたが、いずれも満足のいくものではありませんでした。例えば、ハンドブックの作成は行わず専任・非常勤のいずれに該当するか印を付けたというので、何と安直なとその場では思ったのですが、

に取り入る。賄賂でなくても付け届けを欠かさない。「講師屋、そちもワルよのう」と言いたくなるが、そういうワルが実際にいて、誰が誰に取り入っているかという噂まで公然とささやかれたりする。一方で上記『ゆに〜く』に報告されている組合員差別。こうなると、とてもじゃないが「アンケートは正しい」とは言えない。

だが、結局このようなアンケートを元に、講師の査定は進められる。そして10~11月、残酷な結果が提示される。来年度も仕事がもらえる講師には「来期日程伺い」が来るのだ。そうでない講師にはこれが来ない、ということはその年度限りで雇い止め。あまり人気のない講師が、人気講師に「先生の所にはもう来期の日程伺いが来ましたか」と聞く光景は、毎年この時期に目にする。「来たよ」などと言われようものなら、その不人気講師は就活を始めなければならないだろう。

帰宅後もう一度見返してみたら、専任がいかなる特権を享受しているか、一目瞭然で、これはこれでなかなかおもしろいと思いました。

さて肝心のすべての非常勤講師に対する一律3000円の賃上げの要求ですが、大学側の回答は、最低賃金3万円をクリアしたことや他大学と比較して遜色がないことを挙げ、またしてもノー。ここで情報公開があり、今年度の団交で唯一「おお!」と思った外国人講師の給与の公開がありました。実は私たちは10年前の最初の団交以来、この公開を求めて来たので

すが、いつも理由不明のまま拒否され、最近では要求することさえしなくなって

外国人教員(年数は大学卒業後)

7年未満	30,800円
7-12年未満	31,500円
12-19年未満	32,300円
19-26年未満	35,300円
26-32年未満	38,300円
32年以上	41,800円

で、かなりの差があることがわかりました。今回はあまり成果が挙げたとは言えない団交だったと思いますが、今後と

いたものです。参考までに日本人教員との比較を掲げると、

日本人教員(同左)

1-15年未満	30,000円
15-30年未満	31,100円
30年以上	32,200円

も大学との信頼関係を維持し、非常勤講師の処遇改善に努めて行きたいと思えます。(行)

集団訴訟を検討中!

～奨学金返済の体験談募集～

松村 比奈子

今年も残すところあとわずかとなりました。来年も(こそ?)皆様にとって良い年でありますようお願い申し上げます。とはいえ、このまま2年後には消費税も上がり、他方で非正規雇用の広がりや年収の上がる見込みのない人々が増える一方では、本当に希望格差の社会が拡大するだけのようになります。

非常勤講師の労働問題の多くは、生活の苦しさ・不安定さを背景にして考える必要があるものばかりですが、近年、特に若手の非常勤講師を中心に生活を維持するうえで大きな重圧となっているのが、奨学金問題です。この紙面においても、何度か奨学金問題について言及してきました。少子化は既に1980年代から始まっているにもかかわらず大学の学費は上

がり続け、この30年で国公立において約15倍、私立においても5倍近く増加し、それに伴って奨学金の返済額も増えてきました。端的に言って、今の大学生が奨学金を借りた場合、30年前の大学生の15人分(国公立の場合)の学費を返さなければならないという負債を抱えるのです。

しかも非常勤講師の経歴である大学院卒において、文系だけでなく近年は理系の大学院卒ですら就職率は減少傾向にあり、日本では本来の意味での「学歴」が就職率と連動しているわけではありません。大学だけでも600万円以上の負債、さらに大学院の修士・博士課程までとなると1千万円を超える奨学金返還の負債を抱えて社会に出ることも稀ではなくなりま

した。教育を受ける権利と引き換えのこのような異常な負債に対して、文部科学省は「応益負担」という答弁を繰り返すのみです。

応益負担とは、利益を受ける者が負担すべきという意味ですが、例えばコーヒーを飲みたければ相応の料金を払うべきという考え方がそれです。奨学金とは学費の立て替えに他ならないのだから、サービスを受ける学生が負担して当然というわけです。確かに、一般の市場原理において応益負担は常識ですが、財政においては非常識です。なぜなら、財政学の基本原理は「応能負担」だからです。応能負担とは、サービスの内容に関わらず払える者が払うという意味です。所得税や国民健康保険の支払額が年収に応じて異なるのは、受けられるサービスの多寡ではなく支払い能力の有無で判断しているからです。そうでなければ、生存権や教育を受ける権利などの社会権は、医療・教育・福祉などの公的サービスへの支払い能力がなければ保障されないことになり、人権ではなくなります。

そもそも、高等教育を受けることの利益は、学生個人ではなく社会全体です。能力のある学生が、その能力を高め相応の仕事について成果を上げれば、その利益は社会全体のもので、だからこそ、先進諸国は皆高等教育の学費負担への無償化に向けて、国際人権規約の条項(社会権規約13条C項)を批准しています。日本がこの条項を批准したのは、実は今年の9月になってからでした。1966年に誕生した国際人権規約において、この条項を批准していないのは、160カ国以上の加盟国のうちもはやマダガスカル1国のみです。

能力のある若者を育てるという民主主義国家の重要な責務を、この国はずっと個人(家庭)に押し付けてきました。日本学生支援機構の奨学金制度は、結局のところ市場原理に基づく教育ローンではありません。そのような消費者金融を、なぜ国家が行う必要があるのでしょうか。

近年、日本は格差社会が拡大していると言われます。格差とは、具体的には経済格差であり、経済格差を生み出すものは雇用格差です。非正規雇用によって収入安定への道が損なわれれば、次の世代は奨学金を借りることもできなくなります。既に経済的困窮のために大学進学を断念する若者が増えていると言われていきます。今や、私たち非常勤講師が身をもって、非正規雇用の中で奨学金返済が生活にどのような影響を与えているのかを明確にし、安心して生存できる権利すら損なわれている現状を国や社会に訴える必要があります。

そこで、非常勤講師でありかつ奨学金返済に重圧を感じている方々は、ぜひその現状を当組合までお知らせください。なお、情報をいただく方の条件は、年収300万円以下(いわゆるワーキングプア)です。現在の返済額と返済・生活状況をお教えいただければ幸いです。プライバシーについては十分に配慮いたします。この調査を元に、奨学金返済の異常な実態について、訴訟を含めた具体的な方策で国家に訴えていく予定です。特に訴訟の場合、多くの返済者の声と実態が不可欠です。年度内に、できるだけ多くの方々の実情をお伺いしたいと思います。

